

平成29年度

放課後児童クラブのしおり

－ 利用上の決まり －



久喜市学童保育運営協議会

久喜市学童保育運営協議会が運営する放課後児童クラブ一覧

| No. | 放課後児童クラブ名 | 対象校区 | 定員(人) | 所在地 | 電話・fax | 問い合わせ |
|-----|--------------------|--------------------|-------|---|---------|--|
| 1 | 久喜市立 つばめクラブ | 太田小学校 | 40 | 吉羽 2-16-10 (太田小学校内) | 23-3385 | 希望する左記 各放課後児童 クラブ TEL. (左記) (14時～18時) 久喜市学童保 育運営協議会 事務局(地域交 流センター内) TEL. 24-3922 (9時～16時30分) |
| 2 | 久喜市立 さくらっこクラブ | 久喜東小学校 | 40 | 久喜東 4-25-8 (久喜東小学校内) | 23-3143 | |
| 3 | 久喜市立 たんぽぽクラブ | 本町小学校 | 40 | 本町 7-6-2 (本町小学校内) | 23-6710 | |
| 4 | 久喜市立 あおぼっこクラブ | 青葉小学校 | 40 | 青葉 1-2-2 (地域交流センター内) | 24-1310 | |
| 5 | 久喜市立あおげ わくわくクラブ | 青毛小学校 | 40 | 青毛 872-4 (青毛小学校内) | 22-7719 | |
| 6 | 久喜市立 北斗キッズクラブ | 久喜北小学校 | 40 | 久喜北 2-30-1 (久喜北小学校内) | 24-3536 | |
| 7 | 久喜市立 久喜児童クラブ | 久喜小学校 | 80 | 本町 2-5-1 (久喜小学校内) | 21-8324 | |
| 8 | 久喜市立 江面児童クラブ | 江面第一小学校 江面第二小学校 | 20 | 北青柳 40-1 (江面第一小学校内) | 21-6643 | |
| 9 | 久喜市立 清久もみじクラブ | 清久小学校 | 27 | 六万部 590 (清久小学校内) | 23-5004 | |
| 10 | 久喜市立 菖蒲東学童クラブ | 菖蒲東小学校 | 45 | 菖蒲町菖蒲 427 (菖蒲東小学校内) | 85-7827 | |
| 11 | 久喜市立小林・栢間 学童クラブ | 栢間小学校 小林小学校 | 35 | 菖蒲町下栢間 2720 (栢間小学校内) | 86-0223 | |
| 12 | 久喜市立 菖蒲学童クラブ | 菖蒲小学校 | 35 | 菖蒲町菖蒲 625 (菖蒲小学校内) | 86-0025 | |
| 13 | 久喜市立 三箇学童クラブ | 三箇小学校 | 35 | 菖蒲町台 852-1 (三箇小学校内) | 85-6096 | |
| 14 | 久喜市立 鷺宮学童クラブ | 鷺宮小学校 | 45 | 葛梅 113 (鷺宮小学校内) | 59-7647 | |
| 15 | 久喜市立 東鷺宮学童クラブ | 東鷺宮小学校 | 80 | 桜田 3-10-2 (鷺宮東コミュニティセンタ ー隣) | 58-7122 | |
| 16 | 久喜市立 鷺宮中央学童クラブ | 砂原小学校 | 60 | 鷺宮 2-6-19 (鷺宮地域子育て支援セ ンター“すまいる”隣) | 58-6243 | |
| 17 | 久喜市立桜田 小学校学童クラブ | 桜田小学校 | 60 | 東大輪 311 (桜田小学校内) | 59-4881 | |
| 18 | 久喜市立 上内学童クラブ | 上内小学校 | 30 | 上内 716 (上内小学校内) | 59-5910 | |

1 運営主体

久喜市学童保育運営協議会は、小学校に就学している児童で、保護者（両親及びこれに代わる者）の就労等により、保育に欠ける者に対し、生活支援等を行い児童の健全育成を図ることを目的として、久喜市より指定管理を受け、指定管理料、利用料等を財源として、久喜市立つばめクラブ他17学童クラブを運営しております。

事務所所在地 久喜市青葉1丁目2番地2（久喜市立地域交流センター内）
電 話 0480-24-3922

2 保育内容等

(1) 協議会が目指す学童保育

P. 5 「久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場」参照

※宿題については、支援員は学校の先生ではありませんので、教える事も強制する事もいたしません。宿題をする環境は整えております。学童で宿題をすませるかどうかは、声かけなどのお手伝いもいたしますので、ご家庭で話し合っておいてください。

(2) 1日の保育の流れ

P. 6 「1日の保育の流れ」参照

3 入所対象児童

- (1) 久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいないもの。
- (2) その他理事長が必要と認める児童

4 保育時間等

- (1) 保育日及び保育時間は、次の通りです。

| 区 分 | 保 育 時 間 | 備 考 |
|-------------|-------------------|------------------------|
| 平日(月～金) | 授業の終了時～午後7時15分まで | 登校時間の遅れる日は午前7時30分～ |
| 土曜日 | 午前7時30分～午後6時30分まで | |
| 土曜日を除く学校の休日 | 午前7時30分～午後7時15分まで | 春・夏・冬休み、 学校行事の振替休日等 |

① 土曜日の利用

- ア 利用する場合は、毎週水曜日までに、「土曜保育利用届」にご記入ください。
- イ 当日利用の場合は、午前7時30分から午前8時30分までにご連絡ください。
- ウ 利用者が極端に少ない場合は、保護者と協議し、合同保育を実施します。

② 時間外保育

交通機関等の突発事故等緊急止むを得ない理由により、保育終了時間までに保護者等の迎えができない場合は、時間外保育を実施します。その際は別途、時間外利用料が必要となります。

(2) 休所日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間（お盆休み）
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間（年末年始休み）

(3) その他

インフルエンザ等で学年・学級閉鎖等になった時や、台風等で学校の登校時間が遅れることになった場合は、午前7時30分から開室します。

5 利用料・入所手続等

| | |
|-------------------------------|---|
| 利用料 | 1年生 10,500 円/月 2年生 9,500 円/月 3年生 8,500 円/月 4年生 7,500 円/月 5年生 6,500 円/月 6年生 5,500 円/月 ※途中入所、途中退所等の場合は、ご相談ください。 |
| 納入方法 | 口座振替 毎月13日 (ただし、新入所児童の4月分の振替日は、4月28日とします。) ※恒常的に現金納付することは、認めておりません。 |
| 督促手数料 | 200円 ※口座振替できずに、未納となった場合にお支払いいただきます。振替日前に口座残高の確認をおねがいします。 |
| 利用料 助成制度 | 有 生活保護世帯、前年所得税非課税世帯、久喜市ひとり親家庭等の医療費の受給世帯 ※詳細については、久喜市役所にお問い合わせください。 (Tel 22-1111 保育課) |
| 時間外利用料 | 30分ごとに 1,000円 ※利用月の翌月、月額利用料と一緒に口座振替で納入 |
| 傷害保険料 (入所児童全員に加入していただきます。) | 800円/年 平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) |
| 入所手続及び書類 | ① 入所日前日までに、傷害保険料を添えて申し込んでください。ただし、その日が土曜日・日曜日・祝日・クラブの休所の日の場合はその前日となります。(年度当初は別途) ② 保護者名は、入所に関し責任のある方で統一してください。 ③ 日常の保育の中で特別な配慮が必要な疾病については、児童票に必ず記入してください。(覚書を結んでいただく場合もあります。) |

| | |
|---------|--|
| | ① 年間入所申請書 ② 年間入所児童票 ③ 児童保護者の勤務証明書 ④ 預金口座振替依頼書 ※退所後、2か月以内の再入所の場合、傷害保険料及び、②から④までの書類で内容に変更がないときは必要ありません。 |
| 入所諾否の決定 | 「放課後児童クラブ年間承諾・不承諾通知書」をもって通知します。 |
| 退所手続 | 年間入所児童退所届の提出 退所日の <u>5日前までに</u> 必ず提出ください。 なお、届出が遅れますと余分な負担をいただくこととなりますので、ご注意をお願いいたします。 ※退所月の末日まで、振替口座を解約しないでください。 |

6 入所にあたっての留意事項

クラブを円滑に運営するため、入所にあたって、次の約束を守ってください。

- (1) 月額利用料は協議会が定める期日までに納付してください。
 ※2か月分滞納した場合は、退所を求める事があります。
- (2) 届出書類の内容（連絡先等）について変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- (3) 担任の先生、通学班長に放課後児童クラブに入所していることを連絡しておいてください。
- (4) 集団保育なので、保護者は、クラブの保育ルールを守るよう児童に話し、理解させておいてください。
 ※保護者との連携の中で、集団生活を阻害するような行為（いじめ、暴力、危険行為など）を繰り返す場合は、退所を求めます。
- (5) 持ち物等
 登室時、次のものを用意してください。（お金や遊び道具などは、持たせないでください。）
 - ① ハンカチ、ポケットティッシュ（毎日の点検をお願いします。）
 - ② 着替え、汚れ物を入れるビニール袋、これらを入れる布袋。
 - ③ 忘れ物・落し物が多いので、すべての持ち物に、名前を大きく書いてください。
 - ④ 土曜日や長期休み等、学校給食のない日。
 - ア 弁当と水筒（おやつの時の飲み物は、麦茶を用意しています。）
 - イ 学習用教材
 - ウ 夏休み中は帽子
 - エ その他支援員から指示があった物。
- (6) 児童の体調について心配がある場合は、必ず支援員にお知らせください。
- (7) 学校を休む、早退する等で欠席する場合は、開設時間までに「電話（留守番）かファックス」で、必ず連絡してください。
- (8) 児童の送迎
 - ① 協議会の管理責任は、登室から退室までですが、児童の安全を守るという観点から保護者、保護者に代わる者（18歳以上の方）の送迎をお願いします。
 ※保護者に代わる者
 - ア 親族
 - イ 友人
 - ウ ファミリー・サポート・センター
久喜地区

久喜市ファミリー・サポート・センター本部 29-1900
菖蒲地区
久喜市ファミリー・サポート・センター菖蒲 85-2015
鷺宮地区
久喜市ファミリー・サポート・センター鷺宮 59-6600

- ② お迎えの時間が児童に知らせてある時間より遅れる場合や、保育時間を過ぎてのお迎えの場合は、児童が不安になりますので、必ず連絡をしてください。
 - ③ やむを得ない事情により送迎ができない場合は、支援員に相談をしてください。
 - ④ お迎えの方が変わる場合にも、必ず支援員まで電話連絡等お願いいたします。
- (9) 感染症等の予後については、学校の基準と同じです。
- (10) 学校行事の「引き渡し訓練」は保護者が引き取るようお願いいたします。支援員は引き取りには行きません。
- (11) その他支援員の指示に従ってください。

7 その他

(1) 怪我等への対応

児童が保育中に次のような怪我をした場合は、保護者に連絡をするとともに、保護者と相談し病院に連れて行きます。

- ① 頭を打ったとき。
- ② 大きい傷で、出血し、包帯を巻く必要があるとき。
- ③ 骨折、捻挫と判断される時。
- ④ 目、鼻、口等、顔面を打撲したとき。
- ⑤ その他外傷があり、支援員が必要と認めるとき。

※覚書が結んである疾病に対する対応については、覚書に基づき対応します。

(2) 防犯・防災への対応について

協議会では「火災発生時行動マニュアル」「危機管理マニュアル(不審者)」「地震発生時行動マニュアル」を定め、それにしたがってお子様の安全に心がけ保育しております。

台風や地震などの災害が起きた場合にも、保護者への引き渡しを原則としております。児童が不安になりますので、早めのお迎えをお願いします。

久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場
(平成 23 年 3 月 26 日理事会議決)
(平成 26 年 3 月 8 日一部改正)
(平成 28 年 3 月 12 日一部改正)

久喜市学童保育運営協議会規約等により定めるもののほか、久喜市学童保育運営協議会が目指す放課後児童の生活の場は、次の通りとする。

< I 生活を保障する居場所 >

1 安全な居場所

- ①放課後児童の所在を確認する保育
- ②放課後児童の健康状況の把握等に努める保育
- ③放課後児童の怪我等に対応する保育
- ④安全な遊び場を維持する保育
- ⑤保育室等の環境を守る保育

2 安心感のある居場所

- ①放課後児童をこころから迎える保育
- ②放課後児童が個々の気持ち・出来事を話せ、それを聞く保育
- ③放課後児童におやつを提供する保育
- ④障がいのある子ども・異なった国で育ってきた子どもに必要な応じた手助けや配慮をする保育

< II 生活を援助する居場所 >

1 生活を守る居場所

- ①放課後児童個々の気持ちを理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育
- ②放課後児童個々の生活スタイルを守る保育
- ③宿題ができる保育
- ④子どもの暴力、いじめ等反社会的行為から守る保育
- ⑤児童虐待等に対し、対応する保育
- ⑥社会通念上必要な知識を身につける保育

2 遊びのある居場所

- ①共に遊ぶ保育
- ②楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育
- ③異学年間で交流できる遊びを提供する保育
- ④個々の遊びを発展させる保育

< III 保護者等と連携を図る居場所 >

1 保護者と連携を図る居場所

- ①保護者に子どもの生活を伝え、聞く保育
- ②保護者会・保育の会と話し合える保育

2 学校等と連携を図る居場所

- ①学校と連絡・連携を図る保育
- ②地域と円滑な関係を保つ保育

1日の保育の流れ

| 通常保育 | 時刻 | 一日保育 |
|--|-------|---|
| | 7:30 | 登室 「おはようございます！」 自由遊び |
| | 9:00 | 学 習 ・お子さんに適した学習教材等を持たせてください。 |
| | 10:00 | 自由遊び |
| | 11:45 | 昼食準備 |
| | 12:00 | 昼 食 「いただきます！」 「ごちそうさま！」 |
| | 14:00 | 自由遊び ・食休みを兼ねて室内で静かに過ごします。 |
| | 15:00 | ・放課後児童クラブには図鑑・漫画本・玩具などが揃えてあります。 ・天候により遊び方を選びます。 |
| 登 室 「ただいま！」 「おかえりなさい！」 ・荷物はロッカーに入れます。 ・手洗い、うがいをします。 | | |
| 自由遊び等 | | |
| おやつの準備 | 15:45 | おやつの準備 |
| お や つ 「いただきます！」 ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、給食のメニューも参考にしています。 「ごちそうさま！」 | 16:00 | お や つ 「いただきます！」 ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。 「ごちそうさま！」 |
| 自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・宿題をする子ども達もいます。 ・室内にもどります。 | 16:30 | 自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・室内にもどります。 |
| 迎 え 「さようなら！」 | 19:15 | 迎 え 「さようなら！」 |

※ 上記はおおまかな保育の流れですので変更になることもあります。